

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第一条の二関係） 一 X類物質等 イ X類物質</p> <p>(1) アクリル酸デシル (2) アジピン酸ジノルマルヘキシル (3) アジピン酸ジメチル (4) アセトクロール (5) アラクロール（濃度が九十重量パーセント以上のものに 限る。） (6) アルカン（炭素数が六から九までのもの（ヘキサンを 除く。）及び炭素数が六から九までのものの混合物に限 る。） (7) アルキルジメチルアミン（アルキル基の炭素数が十二 以上のもの及びその混合物に限る。） (8) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が四から八ま でのもの及びその混合物に限る。） (9) アルケン酸アミド（アルケニル基の炭素数が十一以上 のもの及びその混合物に限る。） (10) イソホロンジイソシアナート (11) ウンデシルアルコール (12) ーウンデセン (13) 塩化パラフィン（炭素数が十から十三までのもの及び その混合物に限る。） (14) 塩化パラフィン（炭素数が十四から十七までのもの及 びその混合物であつて、塩素の含有量が五十重量パーセ ント以上かつ炭素数が十三以下のものの濃度が一重量パ ーセント未満のものに限る。） (15) オレイルアミン (16) オレフィン（炭素数が八から十二までのものを含む炭 素数が五から十五までのものの混合物（炭素数が六以上 のアルファオレフィンの混合物を除く。）に限る。） (17) アルファオレフィン（炭素数が八から十二までのもの を含む炭素数が六から十八までのものの混合物に限る。）</p>	<p>別表第一（第一条の二関係） 一 X類物質等 イ X類物質</p> <p>(1) アクリル酸デシル (2) アジピン酸ジノルマルヘキシル (3) アジピン酸ジメチル (4) アラクロール（濃度が九十重量パーセント以上のもの に限る。） (5) アルカン（炭素数が六から九までのもの（ヘキサンを 除く。）及び炭素数が六から九までのものの混合物に限 る。） (6) アルキルジメチルアミン（アルキル基の炭素数が十二 以上のもの及びその混合物に限る。） (7) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が四から八ま でのもの及びその混合物に限る。） (8) イソホロンジイソシアナート (9) ウンデシルアルコール (10) ーウンデセン (11) 塩化パラフィン（炭素数が十から十三までのもの及び その混合物に限る。）</p>

(18)	掘削用ブライン（亜鉛塩を含むものに限る。）	(19)	クレオソート（コールタールから得られたものに限る。）	(20)	航空用アルキレート（炭素数が八のパラフィンであつて沸点が九十五度以上百二十度以下のものに限る。）	(21)	コールタール	(22)	コールタールピッチ	(23)	一・五・九―シクロドデカトリエン	(24)	シクロヘプタン	(25)	次亜塩素酸カルシウム溶液（濃度が十五重量パーセントを超えるものに限る。）	(26)	ジイソプロピルベンゼン	(27)	ジクロロプロパン及びジクロロプロペンの混合物	(28)	一・三―ジクロロプロペン	(29)	ジクロロベンゼン	(30)	二・六―ジ―ターシャリブチルフェノール	(31)	ジチオカルバミン酸アルキル（アルキル基の炭素数が七から十八までのもの及びアルキル基の炭素数が七から三十五までのものの混合物（アルキル基の炭素数が七から十八までのものを含むものに限る。）に限る。）	(32)	自動車燃料用アンチノック剤（アルキル鉛を含むものに限る。）	(33)	ジニトロトルエン	(34)	ジフェニル	(35)	ジフェニル及びジフェニルエーテルの混合物	(36)	ジフェニルエーテル	(37)	ジフェニルエーテル及びビフェニルフェニルエーテルの混合物	(38)	N・N―ジメチルドデシルアミン	(39)	ターシャリドデカンチオール	(40)	ターシャリメチルペンチルエーテル	(41)	多環式芳香族化合物（環の数が二以上のもの及びその混合物に限る。）	(42)	テトラメチルベンゼン	(43)	テレピン油	(44)	デカン酸（ネオデカン酸を除く。）	(45)	デシロキシテトラヒドロチオフェン―一―ジオキシド	(46)	デセン	(47)	トリエチルベンゼン
------	-----------------------	------	----------------------------	------	--	------	--------	------	-----------	------	------------------	------	---------	------	--------------------------------------	------	-------------	------	------------------------	------	--------------	------	----------	------	---------------------	------	---	------	-------------------------------	------	----------	------	-------	------	----------------------	------	-----------	------	------------------------------	------	-----------------	------	---------------	------	------------------	------	----------------------------------	------	------------	------	-------	------	------------------	------	--------------------------	------	-----	------	-----------

(12)	掘削用ブライン（亜鉛塩を含むものに限る。）	(13)	航空用アルキレート（炭素数が八のパラフィンであつて沸点が九十五度以上百二十度以下のものに限る。）	(14)	次亜塩素酸カルシウム溶液（濃度が十五重量パーセントを超えるものに限る。）	(15)	ジイソプロピルベンゼン	(16)	一・五・九―シクロドデカトリエン	(17)	シクロヘプタン	(18)	ジクロロプロパン及びジクロロプロペンの混合物	(19)	一・三―ジクロロプロペン	(20)	ジクロロベンゼン	(21)	ジチオカルバミン酸アルキル（アルキル基の炭素数が七から十八までのもの及びアルキル基の炭素数が七から三十五までのものの混合物（アルキル基の炭素数が七から十八までのものを含むものに限る。）に限る。）	(22)	自動車燃料用アンチノック剤（アルキル鉛を含むものに限る。）	(23)	ジニトロトルエン	(24)	ジフェニル	(25)	ジフェニル及びジフェニルエーテルの混合物	(26)	ジフェニルエーテル	(27)	ジフェニルエーテル及びビフェニルフェニルエーテルの混合物	(28)	N・N―ジメチルドデシルアミン	(29)	ターシャリドデカンチオール	(30)	ターシャリメチルペンチルエーテル	(31)	多環式芳香族化合物（環の数が二以上のもの及びその混合物に限る。）	(32)	テトラメチルベンゼン	(33)	テレピン油	(34)	デカン酸（ネオデカン酸を除く。）	(35)	トリエチルベンゼン
------	-----------------------	------	--	------	--------------------------------------	------	-------------	------	------------------	------	---------	------	------------------------	------	--------------	------	----------	------	---	------	-------------------------------	------	----------	------	-------	------	----------------------	------	-----------	------	------------------------------	------	-----------------	------	---------------	------	------------------	------	----------------------------------	------	------------	------	-------	------	------------------	------	-----------

二 Y 類物質等
イ Y 類物質

(1)	アクリルアミド溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限定。）
(2)	アクリル酸
(3)	アクリル酸アルキル及びビニルピリジンの共重合体のトルエン溶液
(4)	アクリル酸エチル
(5)	アクリル酸二エチルヘキシル
(6)	アクリル酸二ヒドロキシエチル
(7)	アクリル酸ブチル
(8)	アクリル酸メチル
(9)	アクリロニトリル
(10)	アクリロニトリル及びスチレンの共重合物（ポリエーテルポリオール中に分散されたものに限定。）
(11)	アシッドオイル（植物油、パーム油又はパーム核油の精製の際に生ずるものに限定。）
(12)	アシッドオイル（大豆油、とうもろこし油及びひまわり油の精製の際に生ずるものの混合物に限る。）
(13)	亜硝酸ナトリウム溶液
(14)	アジピン酸オクチルデシル
(15)	アジピン酸ジイソノニル
(16)	アジピン酸ジ二エチルヘキシル
(17)	アジピン酸トリデシル
(18)	アセトニトリル（濃度が八十重量パーセント以上八十五重量パーセント以下のものに限定。）
(19)	アセトンシアンヒドリン
(20)	アニリン
(21)	亜麻仁油
(22)	二アミノイソプロピルアルコール
(23)	アリールポリオレフィン（ポリオレフィン基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）
(24)	亜硫酸ナトリウム溶液（濃度が二十五重量パーセント以下のものに限定。）
(25)	アリルアルコール
(26)	亜リン酸アルキル（アルキル基の炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。）
(27)	長鎖アルカン酸銅塩（炭素数が十七以上のもの及びその混合物に限る。）
(28)	アルキルアミンリン酸エステル（アルキル基の炭素数が十二から十四までのもの及びその混合物に限る。）

二 Y 類物質等
イ Y 類物質

(1)	アクリル酸
(2)	アクリル酸エチル
(3)	アクリル酸二エチルヘキシル
(4)	アクリル酸二ヒドロキシエチル
(5)	アクリル酸ブチル
(6)	アクリル酸メチル
(7)	アクリロニトリル
(8)	アクリロニトリル及びスチレンの共重合物（ポリエーテルポリオール中に分散されたものに限定。）
(9)	亜硝酸ナトリウム溶液
(10)	アジピン酸ジ二エチルヘキシル
(11)	アセトンシアンヒドリン
(12)	アニリン
(13)	亜麻仁油（遊離脂肪酸が二重量パーセント未満のものに限る。）
(14)	二アミノイソプロピルアルコール
(15)	アリールポリオレフィン（ポリオレフィン基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）
(16)	亜硫酸ナトリウム溶液（濃度が二十五重量パーセント以下のものに限定。）
(17)	アリルアルコール
(18)	亜リン酸アルキル（アルキル基の炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。）

- (29) アルキルアリールジチオ磷酸亜鉛（アルキル基の炭素数が七から十六までのもの及びその混合物に限る。）
- (30) 長鎖アルキルアリールスルホン酸（アルキル基の炭素数が十六から六十までのもの及びその混合物に限る。）
- (31) 長鎖アルキルアリールスルホン酸バリウム（アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (32) 長鎖アルキルアリールスルホン酸マグネシウム（アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (33) 長鎖アルキルアリールポリエーテル（アルキル基の炭素数が九から二十までのもの及びその混合物に限る。）
- (34) アルキルエステル及びオレフィンの共重合体（分子量が二千以上のもの及びその混合物に限る。）
- (35) アルキルエステル共重合体（アルキル基の炭素数が四から二十までのもの及びその混合物に限る。）
- (36) アルキル化ヒンダードフェノール（アルキル基の炭素数が四から九までのもの及びその混合物に限る。）
- (37) 長鎖アルキルサリチル酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）
- (38) 長鎖アルキルサリチル酸マグネシウム（アルキル基の炭素数が十一以上のもの及びその混合物に限る。）
- (39) 長鎖アルキルジチオカルバミドのモリブデンポリスルフィド錯体
- (40) アルキルジチオチアゾール（アルキル基の炭素数が六から二十四までのもの及びその混合物に限る。）
- (41) アルキルジチオ磷酸亜鉛（アルキル基の炭素数が三から十四までのもの及びその混合物に限る。）
- (42) アルキルジフェニルアミン
- (43) アルキルスルホン酸ナトリウム塩溶液（アルキル基の炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物であつて、濃度が六十重量パーセント以上六十五重量パーセント以下のものに限る。）
- (44) アルキルフェニルアミン（アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。）の芳香族系の物質を溶媒とする溶液
- (45) 長鎖アルキルフェノール塩及び硫化フェノールの混合物
- (46) 長鎖アルキルフェノールカルシウム塩（アルキル基の炭素数が五から四十までのもの及びその混合物に限る。）

- (19) アルキルアリールジチオ磷酸亜鉛（アルキル基の炭素数が七から十六までのもの及びその混合物に限る。）
- (20) 長鎖アルキルアリールスルホン酸バリウム（アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (21) 長鎖アルキルアリールポリエーテル（アルキル基の炭素数が十一から二十までのもの及びその混合物に限る。）
- (22) アルキルエステル及びオレフィンの共重合体（分子量が二千以上のもの及びその混合物に限る。）
- (23) アルキルエステル共重合体（アルキル基の炭素数が四から二十までのもの及びその混合物に限る。）
- (24) アルキル化ヒンダードフェノール（アルキル基の炭素数が四から九までのもの及びその混合物に限る。）
- (25) アルキルジチオ磷酸亜鉛（アルキル基の炭素数が三から十四までのもの及びその混合物に限る。）
- (26) アルキルフェニルアミン（アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。）の芳香族系の物質を溶媒とする溶液
- (27) 長鎖アルキルフェノールカルシウム塩（アルキル基の炭素数が五から十までのもの及びその混合物に限る。）

(66)(65)(64)(63)(62)	(61)(60)	(59)	(58)	(57)(56)	(55)	(54)	(53)(52)	(51)(50)	(49)	(48)	(47)
イソ酪酸二・二・四―トリメチル―三―ヒドロキシペ イソホロンジアミン イソホロン イソプロピルシクロヘキサ イソプロピルエーテル イソプロピルアミン及びその溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限り。）	イソプロレン イソプロピルアミン及びその溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限り。）	イソアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）の混合物	イソアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）	アルケン酸カルボキシアミド亜鉛 アルモンニア水（濃度が二十八重量パーセント以下のものに限り。）	アルキルポリグリコシド溶液（アルキル基の炭素数が六から十までのもの及びその混合物であつて、濃度が六十五重量パーセント以下のものに限り。） アルキルポリグリコシド溶液（アルキル基の炭素数が十二から十四までのもの及びその混合物であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限り。）	アルキルポリグリコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二から十四までのものの混合物（アルキル基の炭素数が八から十までのものの濃度が四十重量パーセント以下のもの、五十重量パーセントのもの又は六十重量パーセントのものに限る。）であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限り。）	アルキルベンゼンの蒸留残留物 アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が八から十四までのものの濃度が四十重量パーセント以下のもの、五十重量パーセントのもの又は六十重量パーセントのものに限る。）	アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム塩溶液 アルキルベンゼンの混合物（トルエンを五十重量パーセント以上含むものに限る。）	アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が九以上のもの（ドシルベンゼンを除く。）及びアルキル基の炭素数が九以上のもの（ドシルベンゼンに限る。）） アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が九以上のもの（ドシルベンゼンを除く。））	アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が三又は四のもの及びその混合物並びにアルキル基の炭素数が九以上のもの（ドシルベンゼンを除く。））及びアルキル基の炭素数が九以上のもの（ドシルベンゼンに限る。）	アルキルフェノールポリエトキシラート（アルキル基の炭素数が七から十一までのものであつて、重合度が四から十二までのもの及びその混合物に限る。）

(39)(38)(37)(36)(35)	(34)(33)	(32)(31)	(30)	(29)	(28)
イソ酪酸二・二・四―トリメチル―三―ヒドロキシペ イソホロンジアミン イソホロン イソプロピルシクロヘキサ イソプロピルエーテル イソプロピルアミン	イソプロレン イソプロピルアミン	アルケン酸カルボキシアミド亜鉛 アルモンニア水（濃度が二十八重量パーセント以下のものに限り。）	アルキルポリグリコシド溶液（アルキル基の炭素数が六から十までのもの及びその混合物であつて、濃度が六十五重量パーセント以下のものに限り。） アルキルポリグリコシド溶液（アルキル基の炭素数が十二から十四までのもの及びその混合物であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限り。）	アルキルポリグリコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二から十四までのものの濃度が四十重量パーセント以下のもの、五十重量パーセントのもの又は六十重量パーセントのものに限る。）であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限り。）	アルキルポリグリコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十四までのものの濃度が四十重量パーセント以下のもの、五十重量パーセントのもの又は六十重量パーセントのものに限る。）

(102)	(101)	(100)	(99)	(98)	(97)	(96)	(95)	(94)	(93)	(92)	(91)	(90)	(89)	(88)	(87)	(86)	(85)	(84)	(83)	(82)	(81)	(80)	(79)	(78)	(77)	(76)	(75)	(74)	(73)	(72)	(71)	(70)	(69)	(68)	(67)		
オクチルアルデヒド	オクチルアルコール	オクタン酸	塩化ベンジル	塩化第二鉄溶液	塩化第二鉄溶液	塩化アリル	エピクロロヒドリン	三エトキシプロピオン酸エチル	二エトキシシロキサン	基の炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。	エトキシ化長鎖アルコキシアルキルアミン(アルキル)	エチレンジアミン	エチレンジアミン	エチレングリコールモノメチルエーテルアセタート	エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート	エチレングリコールモノアセタート	エチレングリコール	エチレンクロロヒドリン	エチレンククロヒドリン	エチレン及び酢酸ビニルの共重合体	N-エチルメチルアリルアミン	エチルペンチルケトン	エチルベンゼン	二エチルヘキシルアミン	エチルベンゼン	二エチルヘキシルアミン	二エチルヘキシルアミン	二エチルヘキシルアミン	二エチルヘキシルアミン	二エチルヘキシルアミン	二エチルヘキシルアミン	二エチルヘキシルアミン	二エチルヘキシルアミン	二エチルヘキシルアミン	二エチルヘキシルアミン	二エチルヘキシルアミン	二エチルヘキシルアミン

(67)	(66)	(65)	(64)	(63)	(62)	(61)	(60)	(59)	(58)	(57)	(56)	(55)	(54)	(53)	(52)	(51)	(50)	(49)	(48)	(47)	(46)	(45)	(44)	(43)	(42)	(41)	(40)									
オクチルアルデヒド	オクチルアルコール	塩化第二鉄溶液	塩化アリル	エピクロロヒドリン	三エトキシプロピオン酸エチル	二エトキシシロキサン	二エトキシシロキサン	エチレンジアミン	エチレンジアミン	エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート	エチレングリコールモノアセタート	エチレングリコール	エチレンクロロヒドリン	エチレンククロヒドリン	N-エチルメチルアリルアミン	エチルベンゼン	二エチルヘキシルアミン	二エチルヘキシルアミン	二エチルヘキシルアミン	二エチルヘキシルアミン	二エチルヘキシルアミン	二エチルヘキシルアミン	二エチルヘキシルアミン	二エチルヘキシルアミン	二エチルヘキシルアミン	二エチルヘキシルアミン	二エチルヘキシルアミン	二エチルヘキシルアミン	二エチルヘキシルアミン	二エチルヘキシルアミン	二エチルヘキシルアミン	二エチルヘキシルアミン	二エチルヘキシルアミン	二エチルヘキシルアミン	二エチルヘキシルアミン	二エチルヘキシルアミン

(104) (03)	オクテン オリブ油
(107) (06) (05)	オレイン酸 オレイン酸カリウム オレフィン (炭素数が五から七まで又は十三以上のもの及びその混合物に限る。)
(109) (08)	過酸化水素溶液 (濃度が八重量パーセントを超え七十重量パーセント以下のものに限る。)
(110) (11) (10)	カシユウナツツシエル油 (未精製のものに限る。)
(111) (12)	キシレン
(113) (12)	キシレン及びエチルベンゼンの混合物 (エチルベンゼンの濃度が十重量パーセント以上のものに限る。)
(115) (14)	吉草酸及び酪酸二メチルの混合物 (吉草酸の濃度が六十四重量パーセントのものに限る。)
(117) (16)	魚油
(118) (19) (18)	クレゾール クレゾールナトリウム塩溶液
(120) (20)	クロトンアルデヒド
(121) (21)	クロロ酢酸 (濃度が八十重量パーセント以下のものに限る。)
(122) (22)	クロロスルホン酸
(123) (23)	クロロトルエン
(124) (24)	オルトクロロニトロベンゼン
(125) (25)	クロロヒドリン (粗製のものに限る。)
(126) (26)	―― (四―クロロフェニル) ― 四・四―ジメチルペンタン―三―オン
(127) (27)	クロロベンゼン
(128) (28)	クロロホルム
(129) (29)	四―クロロ―ニ―メチルフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩溶液
(130)	グリオキサル溶液 (濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。)
(131)	グリオキシル酸溶液 (濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。)
(132) (32)	グリセリンモノオレイン酸
(133)	グリホサート溶液 (界面活性剤を含まないものに限る)

(68) (69)	オクテン オリブ油 (遊離脂肪酸が三・三重量パーセント未満のものに限る。)
(70) (71) (72)	オレイン酸 オレイン酸カリウム オレフィン (炭素数が五から七まで又は十三以上のもの及びその混合物に限る。)
(73)	過酸化水素溶液 (濃度が六十重量パーセントを超え七十重量パーセント以下のものに限る。)
(74) (75)	キシレン
(76) (77)	吉草酸 吉草酸及び酪酸二メチルの混合物 (吉草酸の濃度が六十四重量パーセントのものに限る。)
(78) (79)	魚油 (遊離脂肪酸が四重量パーセント未満のものに限る。)
(80)	クレゾール
(81) (82)	クロトンアルデヒド
(83) (84)	クロロ酢酸 (濃度が八十重量パーセント以下のものに限る。)
(85) (86)	クロロスルホン酸
(87) (88)	クロロトルエン
(89)	オルトクロロニトロベンゼン
(90)	クロロヒドリン (粗製のものに限る。)
(91)	―― (四―クロロフェニル) ― 四・四―ジメチルペンタン―三―オン
(92)	クロロベンゼン
(93)	クロロホルム
(94)	四―クロロ―ニ―メチルフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩溶液
(95)	グリオキサル溶液 (濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。)
(96)	グリセリンモノオレイン酸
(97)	グリホサート溶液 (界面活性剤を含まないものに限る)

(169)	(168)	(67)	(66)	(65)	(64)	(63)	(62)	(61)	(160)	(59)	(58)	(57)	(56)	(155)	(54)	(53)	(52)	(51)	(50)	(49)	(48)	(47)	(46)	(45)	(44)	(43)	(42)	(41)	(40)	(39)	(38)	(37)	(36)	(35)	(134)		
び 脂肪酸蒸留物（植物油の精製の際に生ずるものに限る）	脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）	シクロペンタン	シクロペンタン	一・三シクロペンタジエン二量体	シクロヘキサノール	シクロヘキサノール	シクロヘキサノール及びシクロヘキサノンの混合物	シクロヘキサノール	シクロアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）	四塩化炭素	シアバター	酸化プロピレン	一・二酸化ブチレン	酸化プロピレン	サリチル酸メチル	酸化エチレン及び酸化プロピレンの混合物（酸化エチレンの濃度が三十重量パーセント以下のものに限る。）	サフラワール油	酢酸三メトキシブチル	酢酸ペンチル	酢酸ベンジル	酢酸ヘプチル	酢酸ヘキシル	酢酸ブチル	酢酸ビニル	酢酸ノルマルプロピル	酢酸ノルマルプロピル	酢酸トリデシル	酢酸シクロヘキシル	酢酸二エトキシエチル	混酸（硝酸及び硫酸の混合物に限る。）	米ぬか油	こはく酸ジメチル	コールナトリウム溶液	けい酸ナトリウム溶液	グルタル酸ジメチル	以下のものに限る。）	グルタルアルデヒド溶液（濃度が五十重量パーセント

(118)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(111)	(110)	(09)	(108)	(07)	(106)	(05)	(04)	(03)	(02)	(01)	(00)	(99)	(98)	(97)	(96)	(95)	(94)	(93)	(92)		
シクロペンタン	シクロペンタン	一・三シクロペンタジエン二量体	シクロヘキサノール	シクロヘキサノール	シクロヘキサノール及びシクロヘキサノンの混合物	シクロヘキサノール	四塩化炭素	酸化プロピレン	一・二酸化ブチレン	レンの濃度が三十重量パーセント以下のものに限る。）	サリチル酸メチル	酸化エチレン及び酸化プロピレンの混合物（酸化エチレンの濃度が三十重量パーセント以下のものに限る。）	酢酸三メトキシブチル	酢酸ペンチル	酢酸ベンジル	酢酸ヘプチル	酢酸ヘキシル	酢酸ブチル	酢酸ビニル	酢酸ノルマルプロピル	酢酸ノルマルプロピル	酢酸シクロヘキシル	混酸（硝酸及び硫酸の混合物に限る。）	こはく酸ジメチル	けい酸ナトリウム溶液	グルタル酸ジメチル	以下のものに限る。）	グルタルアルデヒド溶液（濃度が五十重量パーセント

(185)	(184)	(183)	(82)	(81)	(80)	(179)	(178)	(177)	(176)	(175)	(174)	(173)	(172)	(71)	(170)
ト	ト	もの	硝酸	硝酸	硝酸	パラシメン	ル	ル	炭素	炭素	炭素	炭素	炭素	炭素	直鎖
次亜塩素酸ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限り。）	次亜塩素酸カルシウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限り。）	及びその混合物に限る。）	及び硝酸第二鉄の混合溶液	硝酸アルキル（アルキル基の炭素数が七から九までのものに限り。）	硝酸アルキル（アルキル基の炭素数が七から九までのものに限り。）	脂肪酸アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて重合度が七から十二までのもの及びその混合物に限る。）	脂肪酸アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。）	脂肪酸アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて、重合度が二十以上のもの及びその混合物に限る。）	脂肪酸アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて、重合度が七から十九までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が七から十二までのものを除く。）及びその混合物に限る。）	脂肪酸アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて、重合度が一から六までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が三以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）	脂肪酸アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が九から十一までのものであつて、重合度が二・五から九までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が三から六まで及び七以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）	脂肪酸アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が九から十一までのものであつて、重合度が二・五から九までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が三から六まで及び七以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）	直鎖脂肪酸アルコール（炭素数が八から十八までのもの及びその混合物に限る。）	直鎖脂肪酸の二―エチルヘキシルエステル（直鎖脂肪酸の炭素数が六から十八までのもの及びその混合物に限る。）	

(131)	(130)	(129)	(28)	(27)	(126)	(125)	(124)	(123)	(122)	(121)	(120)	(119)
ト	ト	硝酸	硝酸	硝酸	パラシメン	ル	ル	炭素	炭素	炭素	炭素	直鎖
次亜塩素酸ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限り。）	次亜塩素酸カルシウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限り。）	及び硝酸第二鉄の混合溶液	硝酸アルキル（アルキル基の炭素数が七から九までのものに限り。）	硝酸アルキル（アルキル基の炭素数が七から九までのものに限り。）	脂肪酸アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて重合度が七から十二までのもの及びその混合物に限る。）	脂肪酸アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。）	脂肪酸アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて、重合度が二十以上のもの及びその混合物に限る。）	脂肪酸アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて、重合度が七から十九までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が七から十二までのものを除く。）及びその混合物に限る。）	脂肪酸アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて、重合度が一から六までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が三以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）	脂肪酸アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が九から十一までのものであつて、重合度が二・五から九までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が三から六まで及び七以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）	脂肪酸アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が九から十一までのものであつて、重合度が二・五から九までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が三から六まで及び七以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）	直鎖脂肪酸の二―エチルヘキシルエステル（直鎖脂肪酸の炭素数が六から十八までのもの及びその混合物に限る。）

(220) (19) (18)	(217) (16) (15) (14) (13) (12) (11)	(210) (09) (08)	(207) (06) (05) (04) (03) (02) (01)	(200)	(199)	(198) (97) (96) (95)	(194) (93) (92) (91) (90) (89) (88) (87) (86)
下 のものに限る。 ジメチルエタノールアミン ジメチルオクタノールアミン N・N―ジメチルシクロヘキシルアミン	ジメチルアミン溶液（濃度が六十五重量パーセント以下のものに限る。） ジペンテン ジプロピルチオカルバミン酸S―エチル ジプロモメタン 一・二―ジブロモエタン ジブチルアミン ジフェニルメタンジイソシアナート ンの反応生成物 ジフェニルアミン及び二・二・四―トリメチルペンテ	ジクロロメタン ジチオカルバミン酸アルキル（アルキル基の炭素数が十九から三十五までのもの及びその混合物に限る。） ジノルマルプロピルアミン ジフェニルアミン ジフェニルアミン	一・六―ジクロロヘキサン 二・二―ジクロロプロピオン酸 一・二―ジクロロプロパン 一・一―ジクロロプロパン 三・四―ジクロロ―ブテン ルアミン塩溶液 液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。） 二・四―ジクロロフェノキシ酢酸トリイソプロパノールアミン塩溶液 二・四―ジクロロフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩溶液 二・四―ジクロロフェノキシ酢酸ジエタノールアミン	二・四―ジクロロフェノール 二・四―ジクロロフェノール 一・四―ジオキササン 一・二―ジクロロエタン	ジエチルベンゼン ジエチルアミン ジエチルアミノエタノール 二・六―ジエチルアニリン ジエタノールアミン ジイソプロピルナフタレン ジイソプロピルアミン ジイソブチルケトン		

(156) (55) (54)	(153) (52) (51) (50) (49) (48)	(147)	(146)	(145) (44) (43)	(142) (41) (40) (39) (38) (37) (36)	(135)	(134) (33) (32)
下 のものに限る。 ジメチルエタノールアミン ジメチルオクタノールアミン N・N―ジメチルシクロヘキシルアミン	ジメチルアミン溶液（濃度が六十五重量パーセント以下のものに限る。） ジペンテン ジプロピルチオカルバミン酸S―エチル ジプロモメタン 一・二―ジブロモエタン ジブチルアミン	ジノルマルプロピルアミン	ジチオカルバミン酸アルキル（アルキル基の炭素数が十九から三十五までのもの及びその混合物に限る。） ジチオカルバミン酸アルキル（アルキル基の炭素数が十九から三十五までのもの及びその混合物に限る。）	一・二―ジクロロプロパン 一・一―ジクロロプロパン 三・四―ジクロロ―ブテン	二・四―ジクロロフェノール 一・二―ジクロロエタン 一・四―ジオキササン ジエチルトリアミン ジエチルベンゼン ジエチルアミン ジエチルアミノエタノール ジエタノールアミン	ジイソブチルケトン ジイソプロピルアミン ジエタノールアミン	ジイソブチルケトン ジイソプロピルアミン

(249)	(248)(247)	(246)(245)	(244)	(243)(242)(241)(240)(239)(238)(237)	(236)	(235)	(234)(233)	(232)(231)(230)(229)(228)	(227)(226)(225)	(224)(223)(222)(221)
トリエチルアミン	トリアルキルピッチ	トリル油	桐油	とうもろこし油	デオシアン酸ナトリウム溶液（濃度が五十六重量パーセント以下のものに限る。）	チオ硫酸カリウム（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）	タロー脂肪酸 大豆油	スルホラン 石炭酸油 石油スルホン酸ナトリウム	濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）の混合溶液	ジメチルホルムアミド ジメチルポリシロキサン 重クロム酸ナトリウム溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。） 水酸化ナトリウム溶液 水酸化ナトリウム溶液 水酸化ナトリウム及び水素化ほう素ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）の混合溶液
	のものに限る。）	トリル油 トリル油脂肪酸（樹脂酸分が二十重量パーセント未満のものに限る。）		テトラクロロエタン テトラクロロエチレン テトラデシルアミン及びドデシルアミンの混合物 テトラヒドロナフタレン デカヒドロナフタレン デシルアルコール						

(179)(178)	(177)	(176)	(175)(174)(173)(172)	(171)(170)(169)	(168)	(167)	(166)	(165)	(164)	(163)(162)(161)	(160)(159)(158)(157)
トリエチルアミン	トリアルキル	桐油（遊離脂肪酸が二・五重量パーセント未満のものに限る。）	とうもろこし油（遊離脂肪酸が十重量パーセント未満のものに限る。）	テトラエチレンペンタミン テトラクロロエタン テトラクロロエチレン	チオ硫酸カリウム（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）	チオシアン酸ナトリウム溶液（濃度が五十六重量パーセント以下のものに限る。）	大豆油（遊離脂肪酸が〇・五重量パーセント未満のものに限る。）	タロー（遊離脂肪酸が十五重量パーセント未満のものに限る。）	スルホラン	濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）の混合溶液	ジメチルホルムアミド ジメチルポリシロキサン 重クロム酸ナトリウム溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。） 水酸化ナトリウム溶液 水酸化ナトリウム溶液 水酸化ナトリウム及び水素化ほう素ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）の混合溶液
トリエチレンテトラミン	シジル			テトラヒドロナフタレン デカヒドロナフタレン デシルアルコール							

(319)	(16)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(09)	(08)	(307)	(306)	(305)	(04)	(03)	(02)	(01)	(00)	(299)	(298)	(297)	(296)	(295)	(294)	(293)	(292)	(291)	(290)	(289)	(288)	(287)	(286)
フタル酸ジトリデシル	フタル酸ジエチル	フタル酸ジウンデシル	フタル酸ジイソオクチル	フェノールのスルホン酸アルキルエステル	フェノール	一フェニル一キシリルエタン	ピリジン	ビストルエン	ビスフェノールFのジグリシジルエーテル	ビス(ニクロロエチル)エーテル	ビス(ニクロロイソプロピル)エーテル	ひまわり油	ひまし油	ナトリウム塩溶液	N-(ヒドロキシエチル)エチレンジアミン三酢酸三	パラフィンワックス	パラアルデヒド及びアンモニアの反応生成物	パーム油の分別物	パーム油脂脂肪酸メチルエステル	パーム油脂脂肪酸(蒸留物に限る。)	パーム油	パームステアリン	パーム核油	パーム核ステアリン	パーム核オレイン	パームオレイン	パレルアルデヒド	発煙硫酸	廃硫酸	ノルマルヘキサノール	ノルマルプロピルアルコール	ノルマルブチルアルコール	ノルマルアルカン(炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。)

(236)	(235)	(234)	(233)	(232)	(231)	(230)	(229)	(228)	(227)	(226)	(225)	(224)	(223)	(222)	(221)	(220)	(219)	(218)	(217)	(216)	(215)	(214)	(213)	(212)	(211)
フタル酸ジエチル	フタル酸ジウンデシル	フタル酸ジイソオクチル	フェノールのスルホン酸アルキルエステル	フェノール	一フェニル一キシリルエタン	ピリジン	ビストルエン	ビス(ニクロロエチル)エーテル	ビス(ニクロロイソプロピル)エーテル	の(に)限る。)	ひまわり油(遊離脂肪酸が七重量パーセント未満のものに限る。)	ひまし油(遊離脂肪酸が二重量パーセント未満のものに限る。)	ナトリウム塩溶液	N-(ヒドロキシエチル)エチレンジアミン三酢酸三	パラフィンワックス	パラアルデヒド及びアンモニアの反応生成物	パームステアリン(遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。)	パーム核油(遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。)	パレルアルデヒド	発煙硫酸	廃硫酸	ノルマルヘキサノール	ノルマルプロピルアルコール	ノルマルブチルアルコール	ノルマルアルカン(炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。)

- (357) 飽和脂肪酸（炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）
- (358) ホスホン酸水素ジブチル
- (359) ホスホン酸水素ジメチル
- (360) ホルムアミド
- (361) ホルムアルデヒド溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）
- (362) ホワイトスピリット（芳香族系成分の含有量が十五重量パーセント以上二十重量パーセント以下のものに限る。）
- (363) ポリアクリル酸アルキル（アルキル基の炭素数が十八から二十二までのもの及びその混合物に限る。）のキシレン溶液
- (364) ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテルアセタート（アルキル基の炭素数が一から六までのものである。重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。）
- (365) ポリイソブチレン（重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。）
- (366) ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素（炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。）を溶媒とする溶液
- (367) ポリエーテル（分子量が千三百五十以上のもの及びその混合物に限る。）
- (368) ポリエチレンポリアミン（ペンタエチレンヘキサミンを除く。）
- (369) ポリエチレンポリアミン及び流動パラフィンの混合溶液（炭素数が五から二十までの流動パラフィンの濃度が五十重量パーセントを超えるものに限る。）
- (370) ポリオレフィン（分子量が三百以上のもの及びその混合物に限る。）
- (371) ポリオレフィンアミドアルケンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が十七以上のもの及びその混合物に限る。）
- (372) ポリオレフィンアミドアルケンアミンほう酸塩（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (373) ポリオレフィンアミノエステル塩（分子量が二千以上のもので及びその混合物に限る。）
- (374) ポリオレフィンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）

- (267) 飽和脂肪酸（炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）
- (268) ホスホン酸水素ジブチル
- (269) ホスホン酸水素ジメチル
- (270) ホルムアミド
- (271) ホルムアルデヒド溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）
- (272) ポリアクリル酸アルキル（アルキル基の炭素数が十八から二十二までのもの及びその混合物に限る。）のキシレン溶液
- (273) ポリイソブチレン（重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。）
- (274) ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素（炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。）を溶媒とする溶液
- (275) ポリオレフィンアミドアルケンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が十七以上のもの及びその混合物に限る。）
- (276) ポリオレフィンアミドアルケンアミンほう酸塩（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (277) ポリオレフィンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）

(375)	ポリオレフィンアミンの芳香族系の物質を溶媒とする溶液
(376)	ポリオレフィンエステル（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
(377)	ポリオレフィンチオホスホン酸バリウム塩（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
(378)	ポリオレフィンフェノールアミン（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
(379)	ポリシロキサン
(80)	ポリブテン
(81)	ポリプロピレン（重合度が五以上のもの及びその混合物に限る。）
(83)	ポリメチレンポリフェニルイソシアナート
(84)	ポリ硫酸第二鉄溶液
(85)	マンゴー核油
(86)	無水フタル酸
(87)	無水プロピオン酸
(88)	無水ポリオレフィン
(89)	無水マレイン酸
(90)	メタクリル酸エイコシル及びメタクリル酸セチルの混合物
(91)	メタクリル酸エチル
(92)	メタクリル酸エイコシル、メタクリル酸セチル、メタクリル酸デシル及びメタクリル酸ブチルの混合物
(93)	メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸オクタデシルの混合物
(94)	メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸ペンタデシルの混合物
(95)	メタクリル酸ノニル
(96)	メタクリル酸ポリアルキル（アルキル基の炭素数が十から十八までのもの及びその混合物に限る。）及びエチレン-プロピレン共重合体の混合物
(98)	メタクリル酸ポリアルキル（アルキル基の炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。）
(99)	メタクリル酸メチル
(100)	メタクリル樹脂の一・二-ジクロロエタン溶液
(401)	メタクリロニトリル

(278)	ポリオレフィンアミンの芳香族系の物質を溶媒とする溶液
(279)	ポリオレフィンエステル（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
(280)	ポリオレフィンチオホスホン酸バリウム塩（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
(281)	ポリオレフィンフェノールアミン（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
(282)	ポリシロキサン
(283)	ポリ硫酸第二鉄溶液
(284)	無水フタル酸
(285)	無水プロピオン酸
(286)	無水ポリオレフィン
(287)	無水マレイン酸
(288)	メタクリル酸エイコシル及びメタクリル酸セチルの混合物
(289)	メタクリル酸エチル
(290)	メタクリル酸エイコシル、メタクリル酸セチル、メタクリル酸デシル及びメタクリル酸ブチルの混合物
(291)	メタクリル酸エチル
(292)	メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸ペンタデシルの混合物
(293)	メタクリル酸ノニル
(294)	メタクリル酸ポリアルキル（アルキル基の炭素数が十から十八までのもの及びその混合物に限る。）及びエチレン-プロピレン共重合体の混合物
(295)	メタクリル酸ポリアルキル（アルキル基の炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。）
(296)	メタクリル酸メチル
(297)	メタクリル樹脂の一・二-ジクロロエタン溶液
(298)	メタクリロニトリル

(431) (430)	(429)	(428)	(427)	(426)	(425) (24) (23) (22) (21)	(420) (19) (18)	(417) (16)	(415)	(414) (13)	(412) (11) (10) (09) (08) (07) (06) (05) (04) (03)	(402)
硫化炭化水素（炭素数が三から八十八までのもの及び	以下のものに限る。）	以下のものに限る。）	ラテックス（安定剤として一重量パーセント以下のア	落花生油	酪酸エチル 酪酸ブチル 酪酸メチル	やし油脂肪酸メチルエステル やし油脂肪酸	やし油	モノオレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン（重合	綿実油	メチルブチルケトン（メチルイソブチルケトンを除く	メチルアミン溶液（濃度が四十二重量パーセント以下
		基の炭素数が八から四十までのもの及びその混合物に限	ンモニアを含むものに限る。）	のものに限る。）				度が二十のものに限る。）	メチルブテノール	メチルアルコール	のものに限る。）
		る。）	長鎖硫化アルキルフェノールカルシウム塩（アルキル							ニメチル―六―エチルアニリン	
			基の炭素数が八から四十までのもの及びその混合物に限							ニメチル―五―エチルピリジン	
			る。）							メチルシクロヘキサン	
			硫化アンモニウム溶液（濃度が四十五重量パーセント							メチルジクロペンタジエン二量体	
			以下のものに限る。）							メチルジエタノールアミン	
			硫化アンモニウム及び硫化水素ナトリウムの混合溶液							アルファメチルスチレン	
										三―（メチルチオ）プロピオンアルデヒド	
										N―メチル―二―ピロリドン	
										メチルブチルケトン（メチルイソブチルケトンを除く	
										）	
										メチルブテノール	

(323)	(322)	(321)	(320)	(319) (18) (17)	(316)	(315)	(314) (13)	(312)	(311) (10)	(309) (08) (07) (06) (05) (04) (03) (02) (01) (00)	(299)	
硫化炭化水素（炭素数が三から八十八までのもの及び	以下のものに限る。）	以下のものに限る。）	落花生油（遊離脂肪酸が四重量パーセント未満のもの	酪酸エチル 酪酸ブチル 酪酸メチル	酪酸	ラード（遊離脂肪酸が一重量パーセント未満のものに	やし油（遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに	モノオレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン（重合	綿実油（遊離脂肪酸が十二重量パーセント未満のもの	メチルブチルケトン（メチルイソブチルケトンを除く	メチルブチルケトン（メチルイソブチルケトンを除く	メチルアミン溶液（濃度が四十二重量パーセント以下
		基の炭素数が八から四十までのもの及びその混合物に限	のものに限る。）			限る。）	限る。）	度が二十のものに限る。）	に	メチルブテノール	メチルアルコール	のものに限る。）
		る。）									ニメチル―六―エチルアニリン	
											ニメチル―五―エチルピリジン	
											メチルシクロヘキサン	
											メチルジクロペンタジエン二量体	
											メチルジエタノールアミン	
											アルファメチルスチレン	
											三―（メチルチオ）プロピオンアルデヒド	
											N―メチル―二―ピロリドン	
											メチルブチルケトン（メチルイソブチルケトンを除く	
											）	
											メチルブテノール	
											綿実油（遊離脂肪酸が十二重量パーセント未満のもの	
											に	
											限る。）	
											モノオレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン（重合	
											度が二十のものに限る。）	
											やし油（遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに	
											限る。）	
											ラード（遊離脂肪酸が一重量パーセント未満のものに	
											限る。）	
											酪酸	
											酪酸エチル	
											酪酸ブチル	
											酪酸メチル	
											ラクトニトリル溶液（濃度が八十重量パーセント以下	
											のものに限る。）	
											落花生油（遊離脂肪酸が四重量パーセント未満のもの	
											に限る。）	

(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	三 イ ロ Z S ニ Z 類 物 質 等 (略)	(441)	(440)	(39)	(38)	(437)	(36)	(35)	(34)	(33)	(432)
アルキルフェニルプロポキシラート (アルキル基の炭素数が六から二十四までのもの及びその混合物に限る。)	アルキルインダン (アルキル基の炭素数が十二から十七までのもの及びその混合物に限る。)、アルキルインデン (アルキル基の炭素数が十二から十七までのもの及びその混合物に限る。)、及びアルキルベンゼン (アルキル基の炭素数が十二から十七までのもの及びその混合物に限る。)	長鎖アルキルアリールスルホン酸カルシウム (アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。)	亜硫酸水素ナトリウム溶液 (濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。)	ニ—アミノ—ニ—メチル——プロパノール	ニ—アミノ—ニ—アミノ—エトキシ——エタノール	ニ—アミノ—エチルピペラジン	タノールアミンの混合溶液	アミノエチルエタノールアミン及びアミノエチルジアミン	アセトン	アセトニトリル (濃度が八十五重量パーセントを超えるものに限る。)	アセト酢酸メチル	アセト酢酸エチル	アジポニトリル	Z類物質等	ワックス (パラフィンワックスを除く。)	ロジン	レジン油 (蒸留物に限る。)	リン酸トリブチル	リン酸トリトリル (オルト異性体を含むものに限る。)	リン酸水素ジ—ニ—エチルヘキシル	硫酸ジエチル	硫酸アルミニウム溶液	硫酸	その混合物に限る。)

(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	三 イ ロ Z S ニ Z 類 物 質 等 (略)	(330)	(329)	(328)	(327)	(326)	(325)	(324)
アルキルジチオチアジール (アルキル基の炭素数が六から二十四までのもの及びその混合物に限る。)	アルキルインダン (アルキル基の炭素数が十二から十七までのもの及びその混合物に限る。)、アルキルインデン (アルキル基の炭素数が十二から十七までのもの及びその混合物に限る。)、及びアルキルベンゼン (アルキル基の炭素数が十二から十七までのもの及びその混合物に限る。)	ニ—アミノ—ニ—メチル——プロパノール	亜硫酸水素ナトリウム溶液 (濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。)	アセトン	アミノエチルエタノールアミン	アセトニトリル	アセト酢酸メチル	アセト酢酸エチル	アジポニトリル	Z類物質等	ロジン	リン酸トリブチル	リン酸トリトリル (オルト異性体を一重量パーセント以上含むものに限る。)	硫酸ジエチル	硫酸アルミニウム溶液	硫酸	その混合物に限る。)	

素数が九から十五までのもの及びその混合物に限る。)

(17)(16)(15)|
アルミノけい酸ナトリウム
安息香酸ナトリウム
硫黄

(19)(18)| イソプロピルアルコール
イソ酪酸二・二・四―トリメチル―三―イソブトキシ
ペンチル
エチルアルコール
(20) | エチレングリコールモノフェニルエーテル
(21) | エチレングリコールモノフェニルエーテル及びジエチ
(22) | レングリコールモノフェニルエーテルの混合物
(23) | エトキシ化ポリエチレンイミン溶液 (濃度が九十重量
パーセント以下のものに限る。)
(24) | 塩化カリウム溶液
(25) | 塩化カリウム、硝酸カルシウム及び硝酸マグネシウム
の混合溶液
(26) | 塩化コリン溶液
(27) | 塩化ベンゼンスルホニル
(28) | 塩化マグネシウム溶液
(29) | 塩酸
(30) | 塩素酸ナトリウム溶液 (濃度が五十重量パーセント以
下のものに限る。)
(31) | カプロラクタム及びその溶液
(32) | ぎ酸イソブチル
(33) | ぎ酸カリウム溶液
(34) | ぎ酸メチル
(35) | ぐえん酸 (濃度が七十重量パーセント以下のものに限
る。)
(36) | 掘削用ブライン (塩化カルシウム、塩化ナトリウム又
は臭化カルシウムを含み、亜鉛塩を含まないものに限
る。)

(12) | 素数が九から十五までのもの及びその混合物に限る。)
(13) | 炭素数が十一から四十までのもの及びその混合物に限る
アルキルベンゼン (アルキル基の炭素数が九以上のも
の及びその混合物に限る。)
(14) | アルミノけい酸ナトリウム
(15) | 安息香酸ナトリウム
(16) | 硫黄
(17) | イソアルカン (炭素数が十以上のもの及びその混合物
に限る。)
(18) | イソアルカン (炭素数が十以上のもの及びその混合物
に限る。) 及びシクロアルカン (炭素数が十以上のもの
及びその混合物に限る。) の混合物
(19) | イソプロピルアルコール
(20) | イソ酪酸二・二・四―トリメチル―三―イソブトキシ
ペンチル
(21) | エチルアルコール

(22) | エトキシ化長鎖アルコキシアルキルアミン (アルキル
基の炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。)
(23) | 塩化コリン溶液
(24) | 塩化マグネシウム溶液
(25) | 塩酸
(26) | 塩素酸ナトリウム溶液 (濃度が五十重量パーセント以
下のものに限る。)
(27) | オクタン酸 (二―エチルヘキサノ酸を除く。)
(28) | カプロラクタム及びその溶液
(29) | ぎ酸イソブチル
(30) | ぎ酸カリウム溶液
(31) | ぎ酸メチル
(32) | ぐえん酸 (濃度が七十重量パーセント以下のものに限
る。)
(33) | 掘削用ブライン (塩化カルシウム、塩化ナトリウム又
は臭化カルシウムを含み、亜鉛塩を含まないものに限
る。)

(64) (63) (62) (61)	(60) (59)	(58) (57)	(56) (55) (54)	(53) (52) (51) (50) (49)	(48) (47) (46)	(45) (44)	(43)	(42) (41) (40)	(39) (38) (37)
ジエチレングリコール	ジエチルアルコール	ジエチルエーテル	ジエチルエーテル	ジエチルエーテル	ジエチルエーテル	ジエチルエーテル	ジエチルエーテル	ジエチルエーテル	ジエチルエーテル
	ジアセトンアルコール	ジアルキルジフェニルアミン （アルキル基の炭素数が 八又は九のもの及びその 混合物に限る。）	ジアセトンアルコール （加水分解したものに 限る。）	植物性たんぱく質溶液 （加水分解したものに 限る。）	シクロアルカン（炭素数 が十以上のもの及びその 混合物に限る。）	シクロヘキサノン	酒類	硝酸アンモニウム溶液 （濃度が九十三重量パー セント以下のものに限る。）	硝酸アンモニウム及び尿 素の混合溶液

(58) (57) (56)	(55) (54) (53)	(52)	(51) (50) (49)	(48)	(47) (46) (45) (44) (43) (42) (41) (40) (39)	(38) (37)	(36) (35) (34)
ジエチルエーテル	ジエチルエーテル	ジエチルエーテル	ジエチルエーテル	ジエチルエーテル	ジエチルエーテル	ジエチルエーテル	ジエチルエーテル

(96) (95) (94)	(93) (92)	(91) (90) (89)	(88) (87) (86) (85) (84) (83) (82)	(81) (80)	(79) (78)	(77) (76) (75) (74) (73) (72) (71) (70)	(69) (68) (67) (66) (65)
ノルマルプロピルアミン ノルマルヘプタン酸 パラアルデヒド	乳酸 尿素溶液	体のナトリウム塩溶液 ドデシルベンゼン ナフタレンスルホン酸及びホルムアルデヒドの共重合	下のものに限る。 トリメチロールプロパンプロポキシシラート トリメチルアミン溶液（濃度が三十重量パーセント以下のものに限る。） トリエチレングリコール トリエチノールアミン トリエタノールアミン トリアセチルグリセリン テトラヒドロフラン テトラエトキシシランのモノマー又はオリゴマー（濃度が二十重量パーセントのエタノール溶液に限る。）	ト以下のものに限る。 テトラエチレングリコール テトラエトキシシランのモノマー又はオリゴマー（濃度が二十重量パーセントのエタノール溶液に限る。）	チオ硫酸アンモニウム溶液（濃度が六十重量パーセント以下のものに限る。） 炭酸プロピレン	炭酸ナトリウム及び硫化水素ナトリウムの混合溶液（炭酸ナトリウムの濃度が三重量パーセント以下のものであつて、硫化水素ナトリウムの濃度が六重量パーセント以下のものに限る。） 炭酸カルシウム 炭酸ナトリウム溶液 炭酸ナトリウム及び硫化水素ナトリウムの混合溶液（炭酸ナトリウムの濃度が三重量パーセント以下のものであつて、硫化水素ナトリウムの濃度が六重量パーセント以下のものに限る。） スルホン化ポリアクリル酸エステル溶液 炭酸エチレン 炭酸カルシウム 水酸化マグネシウム 水酸化カルシウム	ジエチレングリコールジブチルエーテル ジエチレントリアミン五酢酸五ナトリウム塩溶液 一・一・ジクロロエタン ジプロピレングリコール N・N-ジメチルアセトアミド及びその溶液（濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。） 二・二-ジメチルプロパン-一・三-ジオール

(83) (82) (81)	(80) (79) (78)	(77) (76) (75) (74) (73) (72) (71)	(70) (69)	(68)	(67) (66) (65) (64) (63) (62)	(61)	(60) (59)
ノルマルプロピルアミン ノルマルヘプタン酸 パラアルデヒド	乳酸 尿素溶液 ノルマルアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）	下のものに限る。 トリメチルアミン溶液（濃度が三十重量パーセント以下のものに限る。） トリエチレングリコール トリエチノールアミン トリエタノールアミン トリアセチルグリセリン テトラヒドロフラン テトラエトキシシランのモノマー又はオリゴマー（濃度が二十重量パーセントのエタノール溶液に限る。）	テトラエチレングリコール テトラエトキシシランのモノマー又はオリゴマー（濃度が二十重量パーセントのエタノール溶液に限る。）	炭酸プロピレン	炭酸ナトリウム及び硫化水素ナトリウムの混合溶液（炭酸ナトリウムの濃度が三重量パーセント以下のものであつて、硫化水素ナトリウムの濃度が六重量パーセント以下のものに限る。） 炭酸カルシウム 炭酸ナトリウム溶液 炭酸ナトリウム及び硫化水素ナトリウムの混合溶液（炭酸ナトリウムの濃度が三重量パーセント以下のものであつて、硫化水素ナトリウムの濃度が六重量パーセント以下のものに限る。） スルホン化ポリアクリル酸エステル溶液 炭酸エチレン 炭酸カルシウム 水酸化マグネシウム	二・二-ジメチルプロパン-一・三-ジオール	ジプロピレングリコール N・N-ジメチルアセトアミド及びその溶液（濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。）

(123)	(122)	(121)	(120)	(119)	(118)	(117)	(116)	(115)	(114)	(113)	(112)	(111)	(110)	(109)	(108)	(107)	(106)	(105)	(104)	(103)	(102)	(101)	(100)	(99)	(98)	(97)	
六から二十までのもの及びその混合物に限る。	無水こはく酸アルケニル(アルケニル基の炭素数が十六から二十までのもの及びその混合物に限る。)	ポリプロピレングリコール	ポリプロピレングリコール	ポリリン酸アンモニウム溶液	ポリ塩化アルミニウム溶液	ポリグリセリンナトリウム塩溶液(水酸化ナトリウムの含有量が三重量パーセント未満のものに限る。)	ポリエチレングリコール	ポリエチレングリコール	ポリイソブチレンの酸無水物付加物	ポリキレングリコールモノアルキルエーテル(アルキル基の炭素数が一から六までのものであつて、重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。)	ポリアクリル酸ナトリウム溶液(重合度が四以上のものに限る。)	ホスホン酸トリエチル	ペンチルアルコール	ヘキシレングリコール(蒸留物を除く。)	一・六ヘキサジオール	ヘキサメチレントラミン溶液	ヘキサメチレンジエチレンモノアルキルエーテル	ヘキサメチレンジエチレンモノアルキルエーテル	プロピレングリコールモノアルキルエーテル	プロピレングリコールモノアルキルエーテル	プロピレングリコールフェニルエーテル	プロピレングリコール	ブロモクロロメタン	ブチレングリコール	ブチレングリコール	ニヒドロキシエーテル(メチルチオ) 酪酸	ビニルエチルエーテル

(106)	(105)	(104)	(103)	(102)	(101)	(100)	(99)	(98)	(97)	(96)	(95)	(94)	(93)	(92)	(91)	(90)	(89)	(88)	(87)	(86)	(85)	(84)
から二十までのもの及びその混合物に限る。	無水こはく酸アルケニル(アルキル基の炭素数が十六から二十までのもの及びその混合物に限る。)	ポリプロピレングリコール	ポリリン酸アンモニウム溶液	ポリ塩化アルミニウム溶液	ポリエチレングリコール	ポリエチレングリコール	ポリイソブチレンの酸無水物付加物	ヘキシレングリコール	一・六ヘキサジオール(蒸留物を除く。)	ヘキサメチレントラミン溶液	ヘキサメチレンジエチレンモノアルキルエーテル	ヘキサメチレンジエチレンモノアルキルエーテル	プロピレングリコールモノアルキルエーテル	プロピレングリコールモノアルキルエーテル	プロピレングリコールフェニルエーテル	プロピレングリコール	ブロモクロロメタン	ブチレングリコール	ブチレングリコール	ニヒドロキシエーテル(メチルチオ) 酪酸	ビニルエチルエーテル	

(126)	無水酢酸	(125)(124)	メタクリル酸及びメタクリル酸アルコキシポリ(オキシアルキレン)の共重合体のナトリウム塩水溶液(濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。)
(127)	メタクリル酸ブチル		
(128)	メチルイソブチルケトン		
(129)	メチルエチルケトン		
(130)	N-メチルグルカミン溶液(濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。)		
(131)	メチルターシャリブチルエーテル		
(132)	二-メチルピリジン		
(133)	三-メチルピリジン		
(134)	四-メチルピリジン		
(135)	メチルブチノール		
(136)	二-メチル-1-3-プロパンジオール		
(137)	メチルプロピルケトン		
(138)	メチルペンチルアルコール		
(139)	メチルペンチルケトン		
(140)	三-メチル-3-メトキシブタノール		
(141)	三-メトキシ-1-ブタノール		
(142)	ラテックス(スチレン及びブタジエンの共重合体をカ		
	ルボキシ化したもの並びにスチレンブタジエンゴムに限る。)		
(143)	リグニンスルホン酸アンモニウム溶液		
(144)	リグニンスルホン酸カルシウム溶液		
(145)	リグニンスルホン酸ナトリウム塩溶液		
(146)	L-リジン溶液(濃度が六十重量パーセント以下のものに限る。)		
(147)	硫化アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が八から四十までのもの及びその混合物に限る。)		
(148)	硫化脂肪(炭素数が十四から二十までのもの及びその混合物に限る。)		
(149)	硫化水素ナトリウム溶液(濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。)		
(150)	硫化ポリオレフィンアミドアルケンアミン(ポリオレ		
	フィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。)		
(151)	硫酸アンモニウム溶液		
(152)	硫酸ナトリウム溶液		

(107)	無水酢酸	(109)(108)	メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸オクタデシル
			の混合物
(110)	メタクリル酸ブチル		
(111)	メチルイソブチルケトン		
(112)	メチルエチルケトン		
(113)	N-メチルグルカミン溶液(濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。)		
(114)	メチルターシャリブチルエーテル		
(115)	二-メチルピリジン		
(116)	三-メチルピリジン		
(117)	四-メチルピリジン		
(118)	メチルブチノール		
(119)	メチルプロピルケトン		
(120)	メチルペンチルアルコール		
(121)	メチルペンチルケトン		
(122)	三-メチル-3-メトキシブタノール		
(123)	三-メトキシ-1-ブタノール		
(124)	L-リジン溶液(濃度が六十重量パーセント以下のものに限る。)		
(125)	硫化アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が八から四十までのもの及びその混合物に限る。)		
(126)	硫化脂肪(炭素数が十四から二十までのもの及びその混合物に限る。)		
(127)	硫化水素ナトリウム溶液(濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。)		
(128)	硫酸アンモニウム溶液		
(129)	硫酸ナトリウム溶液		

	(155)	(154)	(153)	
	リン酸	リン酸	リン酸	
	リン酸トリエチル	リン酸水素アンモニウム溶液	リン酸水素アンモニウム溶液	
備考	ロウニ	(略)	(略)	
	別表第一の二(第一条の三関係)			
一	カオリン			
二	還元でん粉加水分解物			
三	グルコース溶液			
四	植物性たんぱく質溶液(加水分解したものに限る。)			
五	石炭			
六	ソルビートル溶液			
七	糖みつ			
八	粘土			
九	マルチトール溶液			
十	水			
十一	りんご果汁			
十二	レシチン			
十三	国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害でないものとして指定する物質			
十四	法第九条の六第三項の規定により、海洋環境の保全の見地から有害でないものと査定されている物質			
十五	前各号に掲げる物質のみから成る混合物			
備考	(略)			

	(133)	(132)	(131)	(130)
	リン酸	リン酸	リン酸	リン酸
	リン酸トリエチル	リン酸水素アンモニウム溶液	リン酸水素アンモニウム溶液	リン酸水素アンモニウム溶液
備考	ロウニ	(略)	(略)	(略)
	別表第一の二(第一条の三関係)			
一	カオリン			
二	グルコース溶液			
三	石炭			
四	糖みつ			
五	粘土			
六	水			
七	りんご果汁			
八	国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害でないものとして指定する物質			
九	法第九条の六第三項の規定により、海洋環境の保全の見地から有害でないものと査定されている物質			
十	前各号に掲げる物質のみから成る混合物			
備考	(略)			